

障害者虐待防止法が 施行されます

これまで、障がいのあるかたへの虐待は社会的な問題とされてきましたが、法律がなかったために、虐待が見つかってもなかなか法的な対応が取れませんでした。

今般、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」が成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されることにより、通報義務や立入検査、対応のための措置が明確に示され、市町村や都道府県の関係機関などが、法的根拠に基づいた対応を取ることが可能となりました。

対象となるかたは、18 歳以上の障がいのあるかたで、職場や施設での虐待については、18 歳未満であってもこの法律の対象となります。

今回は、「障害者虐待防止法」のポイントについて紹介します。

◆虐待の分類は5つあります

- ①身体的虐待 ⇒ 「殴る」「蹴る」「部屋に閉じ込める」「戸外へ閉め出す」など
- ②性的虐待 ⇒ 「わいせつな行為をする」など
- ③心理的虐待 ⇒ 「言葉の暴力」「自尊心を踏みにじる行為」「精神的な虐待」など
- ④ネグレクト ⇒ 「食事を与えない」「学校へ行かせない」など
- ⑤経済的虐待 ⇒ 「給与がきちんと支払われない」「障害年金を本人に渡さない」など



◆発見者には通報の義務があります

擁護者・施設職員・使用者（職場）など、障がい者の生活の場に関わるかたによる虐待が対象になり、それによる虐待を発見したかたには、通報する義務があります。

◆通報や届出の窓口は主に市町になります

虐待を通報したり、被害を届け出たりする窓口は市町になります。市町は、法施行に基づき「障害者虐待防止センター」を設置し、虐待の通報があった場合には、速やかに「障がい者の安全確認」と「虐待の事実確認」を行うこととなります。

障がい者虐待に関する問い合わせは…

<平日>

健康福祉課高齢・障害係 / ☎ 25 1 1 8 3

<夜間・土日・祝日>

鳥羽市役所（宿直） / ☎ 25 1 1 1 1

オリンピックが終わった後は、パラリンピックでみなさんも盛り上がりましょう！

競技内容も、陸上や水泳といった競技のほか、車椅子バスケットボールやシッティングバレーボール、車椅子テニスなど、パラリンピックならではの競技もあります。

オリンピックが終わった後は、パラリンピックでみなさんも盛り上がりましょう！

オリンピックイヤーの今年、各国選手団のみなさんの活躍は記憶に新しいところですが、現在、障がい者スポーツの世界最高峰の大会「パラリンピック」が同会場で行われています。

「オリンピック」
「障がい者スポーツ」

障がい福祉シリーズ
トライバリアフリー

トバ！

とばチャレンジ！！

～その11～

健康福祉課高齢・障害係
☎ 25 1 1 8 3